

男女共同参画局メールマガジン第 473 号 (R2.7.31 発行)

---

《内閣府 男女共同参画局から》

- 「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 (素案)」について、オンライン公聴会を合計 2 回開催します。(第 1 回：8/25 (火)、第 2 回：8/29(土))
- 「令和 2 年版 男女共同参画白書」を閣議決定・公表しました。
- DV で避難している方も、条件を満たせば、特別定額給付金 (一人 10 万円) を受け取ることができます。
- 【DV 相談プラス】電話 (24 時間対応)・メール・SNS (10 の外国語に対応) で御相談いただけます。
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について
- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定しました。

《お知らせ》

- 令和 2 年度「女性関連施設相談員研修」実施報告【文部科学省】

---

《内閣府 男女共同参画局から》

- 「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 (素案)」について、オンライン公聴会を合計 2 回開催します。(第 1 回：8/25 (火)、第 2 回：8/29(土))

第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たって、男女共同参画会議第 5 次基本計画策定専門調査会で取りまとめた「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 (素案)」について、広く国民の皆様から御意見をいただくため、下記日程でオンライン公聴会を開催します。

参加にはインターネットでの事前申込が必要です。参加希望者が多数の場合は、抽選とさせていただきます。

第1回 令和2年8月25日(火) 14:00~16:00 (参加申込締切: 8月12日(水) 12:00)

第2回 令和2年8月29日(土) 14:00~16:00 (参加申込締切: 8月17日(月) 12:00)

→ 参加申込みは下記ページから

<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/5th>

(参加申込みの受付・意見募集は8月1日から開始します。)

「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」についての意見募集も実施しています。

詳細は上記 URL をご参照ください。

● 「令和2年版 男女共同参画白書」を閣議決定・公表しました。

本日(7月31日)に「令和2年版 男女共同参画白書」を公表しました。

今年は、働く女性が増える一方で、女性が依然として「家事・育児・介護」の多くを担っている状況を踏まえ、『家事・育児・介護』と『仕事』のバランス～個人は、家庭は、社会はどう向き合っていくか』を特集テーマとしました。

家庭内での「家事・育児・介護」の分担に焦点を当て、あらゆる男女にとってのバランスの推移や現状、課題を整理することにより、「家事・育児・介護」と「仕事」のより良いバランスを考え、見直してみることの意義や重要性を示すとともに、各個人にとってだけでなく、各家庭にとって、さらには社会も含めた最善の分担や配分を考えていく材料を提供することを目指しています。

本白書は、内閣府男女共同参画局のホームページに掲載されておりますので、是非、ご覧ください。

※詳しくはこちらをご覧ください。

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html)

● DVで避難している方も、条件を満たせば、特別定額給付金(一人10万円)を受け取ることができます。

まずは、速やかに、各市区町村の窓口にご相談ください。

配偶者やその他親族からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に、お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、下記に記載の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。

- ・世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。

今お住まいの市区町村に申請を行っていただきます。

- ・手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても支給しません。

### 【手続き】

- ・今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「申出書」を提出してください。

「申出書」は、配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。

「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や総務省ホームページなどで入手できます。

- ・「申出書」には、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。

婦人相談所等が発行する「証明書」又は市区町村、福祉事務所、民間支援団体等が発行する「確認書」

保護命令決定書の謄本又は正本

- ・同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

- ・令和2年4月28日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。

- ・ご自身で申出・申請することが困難な場合は、代理申出・申請が可能です。

- ・上記の「証明書」「確認書」について、申出時に提出できない場合には、給付金支給申請時に提出いただくことができます。

- ・「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された、今お住まいの住所等の情報は知らせません。

- ・特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。

- ・詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

●【DV相談プラス】電話（24時間対応）・メール・SNS（10の外国語に対応）で御相談いただけます。

新型コロナウイルスに伴う生活不安・ストレスからDV被害の深刻化が懸念されています。「暴力を振るわれている」「辛い」と感じていたら、ひとりで悩まず、ご相談ください。

【DV相談プラス】

- ・電話での相談（24時間対応）：0120-279-889（つなぐ・はやく）
- ・メールでの相談：<https://form.soudanplus.jp/mail>
- ・SNSでの相談（日本語と英語や中国語など10の外国語に対応）：  
<https://form.soudanplus.jp/ja>

【DV相談ナビ】もあります。

- ・0570-0-55210（ここにでんわ）

詳しくはこちらをご覧ください。

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html)

または、DV相談+ホームページ

<https://soudanplus.jp>

ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。

●「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について

2020年3月28日（土）に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」（本部長：内閣総理大臣、本部員：全国務大臣）において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されました。

対処方針においては、「政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、（中略）女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するもの」としております。

対策本部では、橋本女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）より、す

すべての閣僚に対し、各種対策の実施に当たっては、負担が女性に偏って生じたり、女性が更に困難な状況に置かれたりすることのないよう、施策が女性に与える影響を十分に配慮して実施いただきたい旨、発言しました。

新型コロナウイルス感染症対策本部

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)

●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定しました。

令和2年6月11日（木）に開催した「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議（第2回）」（議長：橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画））において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定しました。

本方針は、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実、被害申告・相談をしやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防を柱とした、実効性ある取組を速やかに進めていくことを示すものです。

併せて、橋本大臣は、「『性暴力をなくす』、『二次被害を生まない』、『被害者をしっかりと支援する』。このことを、現場まで浸透するよう、取り組みます。また、『性暴力はあってはならない』という認識を社会全体に広げていくことが、何よりも重要です。」とのメッセージを出しました。

詳しくはこちらをご覧ください。

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/measures.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html)

《お知らせ》

●令和2年度「女性関連施設相談員研修」実施報告【文部科学省】

国立女性教育会館(NWEC)では6月17日(水)～30日(火)の14日間の日程で、「女性関連施

設相談員研修」(オンライン開催)を実施しました。

当研修では初めてのオンライン研修でしたが定員を大幅に超えた申し込みがあり、362名の女性関連施設の相談員等が、女性に対する暴力などの喫緊の課題、相談者への理解や相談業務に必要な知識・技能を習得し、関係機関との連携促進について学びました。終了後のアンケートには、「心理、社会、法律など、多方向から見た、女性支援を学ぶことが出来た。」「第一線で活躍されている講師の講義は非常に得るものが大きかった。プログラム順の受講は、講義内容を深めていくのに有効だった。」などの感想が寄せられました。

詳細は、こちらをご覧ください。

→[https://www.nwec.jp/event/training/g\\_soudan2020.html](https://www.nwec.jp/event/training/g_soudan2020.html)

□お問合せ先

国立女性教育会館事業課

TEL:0493-62-6724

=====

●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。

男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、令和2年8月14日(金)に配信する予定です。

=====

●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>